## 根本 匠 政策提言 ~NO.1~

# 郡山市における都市再生について

東北志士の会 代表 自由民主党福島県第二選挙区支部長 郡山市防災対策アドバイザー 根 本 匠

郡山市においては、今回の大地震により市街地を中心に、事務所ビル、住宅が損壊し、相当な被害が生じている。経済県都郡山市再生のためには、市街地の安全の確保と共に、企業、住宅の早期復旧、再建が必要ある。

しかしながら、住宅については二重ローンの問題、企業については大地震の被害に加え、風評被害により、先行きの経営見通しの予測がつかない等により、建物の取り壊し、再建に二の足を踏むケースもある。再建を後押しするためには、公的融資をはじめ、強力な公的支援が不可欠である。

阪神大震災においては、それまで所有者の責任で行うとされていた解体について、 市町村が公費により解体を含め廃棄物として処理できることとなった。

たとえば、倒壊した建物の解体、処理について、市町村が所有者、解体事業者と 三者契約を結んで、市町村事業として実施した。

東日本大震災においても、同様の措置が必要である。東日本大震災の地域の財政 状況、被害の大きさを考えると、阪神大震災対応よりも強力な支援策が必要として、 国に要請してきた結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物 処理事業について、次の特例措置を講ずることとされ、法令、財源等の所要の手当 が予定されている。

郡山市においては、商工会議所会館等の建て替え支援、企業、住宅の再建支援等 に積極的にこの制度を活用し、郡山市の都市再生に早急に取り組んでいく必要があ る。

#### 【特例措置の概要】

## ① 国庫補助率

- イ、災害救助法の負担率等を勘案した嵩上げを実施。
- ロ、具体的には、対象市町村の標準税収入に対する事業費の割合に応じ、 次により補助。
  - ・標準税収入の 10/100 以下の部分 ---- その額の 50/100
  - 標準税収入の 10/100 を超え 20/100 以下の部分 ---- その額の 80/100
  - 標準税収入の 20/100/を超える部分 ---- その額の 90/100

### ② 地方財務措置

地方負担の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の 100%について交付税措置。